

指名停止一覧

登録区分	商号及び名称	代表者	所在地	要綱	原因となった事実概要	登録停止期間
業務委託	(株)トーニチコンサル タント西日本支社	常務取締役支 社長 熊谷 慎二	大阪府大阪市北区万 歳町3番20号 北大阪ビル	笠岡市建設工事等入札参加資 格者指名停止要綱 指名停止基準10（独占禁止 法違反）	独占禁止法第3条（不当な取引制 限の禁止）の規定に違反する行為 があったとして、公正取引委員会 から排除措置命令及び課徴金納 付命令を受けた。	令和8年2月19日～ 令和8年4月18日 （2か月）